

保健福祉課からのお知らせ

◇児童扶養手当

児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくする父、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）に支給されます。

●対象となる児童

18歳に到達した日以降の最初の3月31日を迎えていない（心身におおむね中程度以上の障害がある場合は20歳未満）、次に該当する児童

- ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が法に定める障害の状態にある児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童など
- ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当では支給されません。
- ・対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているとき。
 - ・老齢福祉年金以外の公的年金の給付を受けることができるとき。
 - ・手当を受けようとする父又は母が、結婚の届出はしていないが事実上婚姻状態にあるとき。

●手当月額

児童1人 41,430円 児童2人 5,000円加算

以下、児童1人増すごとに3,000円加算されます。

ただし、請求する人の所得額に応じて、手当の一部又は全額が支給停止になる場合があります。

●現況届について

受給資格者（所得制限で全部支給停止の方も含まます）は、毎年8月中に「現況届」を提出しなければなりません。

●注意事項

手当を受けている父又は母が婚姻した時など受給資格を喪失した場合は、必ず資格喪失届を提出してください。無届出により受けていた期間の手当は全額返還となります。

◇特別児童扶養手当

精神又は身体に中度・重度の障害を有している20歳未満の児童を監護している父母又は父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、対象児童が児童福祉施設等（通園施設を除く）に入所しているときは、手当は支給されません。

●手当月額

重度障害児の場合（1級） 1人につき 50,400円 中度障害児の場合（2級） 1人につき 33,570円

ただし、請求する人又は配偶者・扶養義務者の所得額に応じて、手当が支給停止になる場合があります。

●所得状況届について

特別児童扶養手当の受給資格者（所得制限で支給停止の方も含まます）は、毎年8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」を提出しなければなりません。

児童扶養手当、特別児童扶養手当の手続き方法等、詳しいことについてはお問合せください。

【お問合せ・提出先】保健福祉課 内線122

今夏における節電 へのご協力をお願い

日頃より節電にご協力いただき、誠にありがとうございます。当社は、現在、原子力発電所の運転停止に伴い、電力供給力確保のため最大限の努力を行っているところですが、今夏は、昨年より皆さまにご協力いただきました節電の効果を見込んだとしても、供給力が不足し、電力需給はきわめて厳しい状況となることが予想されます。このため、お客

さまには、大変なご不便とご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、今夏におきましても、以下の内容のとおり、節電へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【節電へのご協力をお願い内容】

■ 7月2日(月)から9月7日(金)の平日（8月13日から15日を除く）の9時から20時について、「昨夏並みまたはそれ以上」の可能な範囲での節電をお願いいたします。

■ このうち13時から17時（ピーク時間帯）については、「昨夏からさらに3%程度以上（昨夏の節電実績7%程度を含めると、一昨年から10%程度以上）」の節電にご協力をお願いいたします。

■ また、上記期間・時間帯以外につきましても、お客さまの生活に支障のない範囲での節電に、引き続きご協力をお願いいたします。

九州電力株式会社

九州電力からのお知らせ

■ 台風時の停電情報をチェック！

台風による停電時には、電話がつながりにくくなる場合があります。停電情報は下記のホームページでもご確認ください。

※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しましては、停電情報はご連絡いただけません。

携帯電話番号ホームページ

<http://kyuden.jp>

パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

■ 携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。

九州電力
電力の力で、未来を創ります。